

3 取組（１）各分野の取組 ②農業（ほ場整備等を通じた安全の確保）

○ 農作業安全対策の推進の観点から、独自の工夫でほ場整備等の農業生産基盤整備やその管理を展開し、安全性を向上している事例があり、今後、各現場の実態やニーズに応じて、このような取組が普及するよう推進。

圃場への進入路舗装による安全対策

取組前

リスクのある現場条件

田んぼへの進入路は高低差が大きく、幅員が狭いことから、営農機械の走行に危険が伴う。



幅員2～3m

取組後

リスクを回避した基盤整備

ほ場への進入路の幅員を4mに拡幅するとともに、コンクリート舗装することにより農作業の安全性が向上。



幅員4m

営農機械の転落防止を考慮した基盤整備

取組前

リスクのある現場条件

耕作道路は幅員が狭い上、排水路沿いは安全施設もなく、営農機械が転落する危険性があった。



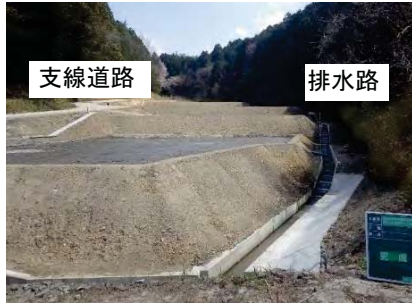
耕作道路
幅員1.8m程度

排水路

取組後

リスクを回避した基盤整備

支線道路を排水路と切り離して配置することで、営農機械が排水路に転落する危険性を回避。



支線道路

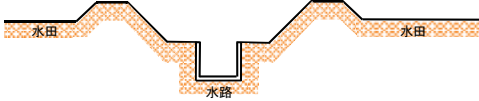
排水路

排水路の管渠化による草刈り作業時の転落等の対策

取組前

リスクのある現場条件

水路は落差が大きく、草刈りなどの作業が危険であり、法面が広く労力が多大であった。



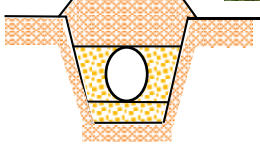
水田

水路

取組後

リスクを回避した基盤整備

排水路を管渠化することにより、草刈り作業時の転落等を防ぎ、安全性の向上に寄与。

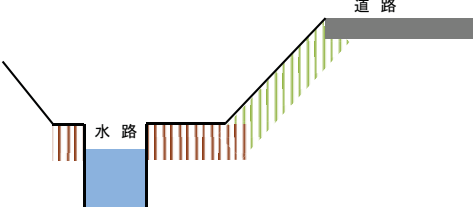


排水路への安全カバー設置による転落防止対策

取組前

リスクのある現場条件

道路に面した排水路では、農作業従事者だけでなく、通行人も水路へ転落してしまう恐れがあった。通学路にもなっており、近年増えている子供の水路への転落防止を図る必要がある箇所でもあった。



道路

水路

取組後

転落防止・省力化を実現した水路整備

安全カバーを設置することで通行人、農作業従事者の転落防止を実現。



3 取組（１）各分野の取組 ③家畜による事故の防止

○ ヘルメット・安全靴・手袋の着用や、作業手順の遵守（正しい保定方法の普及）等によって安全性を向上している事例があり、今後、このような取組が普及するよう推進。

ヘルメット・安全靴・手袋の着用による安全対策

取組前

リスクのある条件

家畜を取り扱う場合、家畜の突発的な行動など避けられない危険性がある。



取組後

リスクを低減した条件

ヘルメット・安全靴・手袋といった個人用保護具を利用することで重大事故を防止。



作業手順の遵守による安全対策

取組前

リスクのある条件

採食中に掃除を行うという手順を守らない場合、家畜の関心をひき、突かれるといった危険性がある。



取組後

リスクを低減した条件

適切な作業手順を遵守することで安全性を向上。



対象家畜の適切な隔離や正しい保定の普及による安全対策

取組前

リスクのある条件

家畜を複数つないだ間に立ち、作業を行う場合、挟まれたり、作業していない家畜から蹴られる危険性がある。



取組後

リスクを低減した条件

家畜の密度を下げたり、作業する家畜を隔離し、個別の枠場で保定した上で、作業を行うことで安全性が向上。



家畜を驚かせない動作など家畜の取扱による安全対策

取組前

リスクのある条件

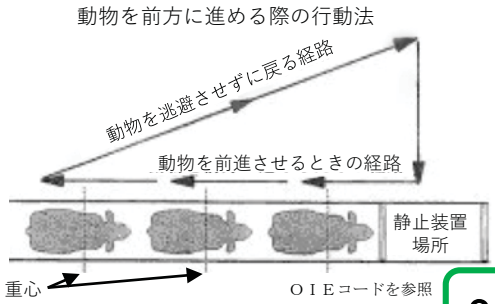
家畜は目前や死角（真後ろ）に立った場合、怯えから攻撃的になる場合がある。



取組後

リスクを低減した条件

行動パターンを理解した上で家畜に接することで安全性を向上。



3 取組（１）各分野の取組 ④林業

- 安全性向上に向けては、新たに開発された装置や自動化等を積極的に進める一方で、事故を引き起こしてしまった経営体に対しては、補助事業の対象外にするなど、両局面から安全対策を推進する方向で検討。

【安全性向上に向けた支援】

＜従来＞

- ・ 研修や現場巡回指導に対する支援
- ・ 経営体の安全管理の取組の評価・指導を行う安全診断の実施
- ・ 高性能林業機械の導入に対する支援
- ・ 高性能林業機械の安全な操作に対応できる担い手の育成
- ・ リモコン伐倒作業車の開発

【事故を引き起こした経営体への個別対応】

＜従来＞

- ・ 「緑の雇用」事業：フォレストワーカー研修生に
 - ア 死亡災害が発生した場合、翌年度は不採択
 - イ 休業４日以上の死傷災害が２件発生した場合、改善措置を求め、累計３回で不採択



＜今年度＞

- ・ 「緑の雇用」事業：死亡災害（研修生に限らず）が発生した場合、翌年度は不採択
- ・ 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金において、労働安全の取組や死亡災害の発生状況を予算配分に加味する仕組みを導入
- ・ 直轄事業の総合評価に「労働災害対策への取組」を評価に追加、労働災害がない場合の加点を増
- ・ 労働安全衛生規則において安全な伐倒方法やかかり木処理の方法等について改正（昨年８月施行）

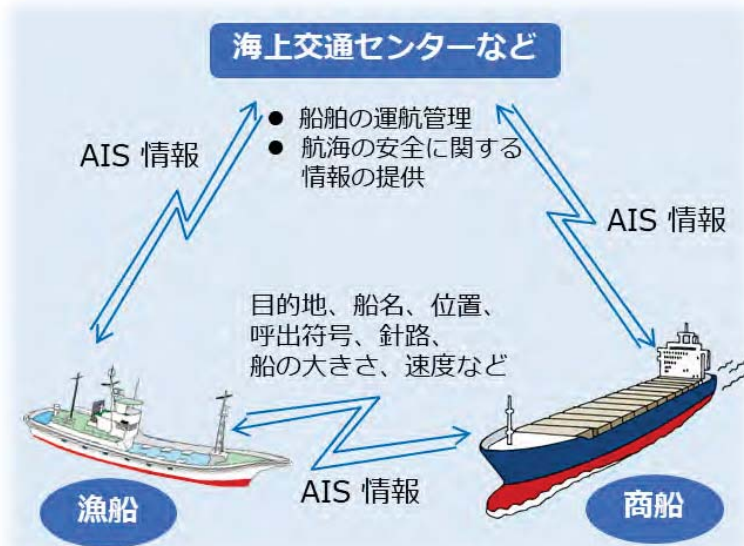
3 取組（１）各分野の取組 ⑤漁業

- 船舶事故については、最新技術の導入や開発を進めるとともに、ライフジャケットの着用推進による基本的な対策により底上げを図る。また、漁労災害の改善に向けた講習や安全点検マニュアルの作成なども実施。

【船舶事故対策】

- 船舶事故のうち約3割を占める衝突事故を防止するため、AIS※（船舶自動識別装置）の普及を推進。
- 小型漁船へのAIS普及のため、スマートフォンを使った携帯型AISを開発実証（P28参照）。

※AISは、搭載船同士や海上交通センター等と船名、船位、針路、速力などの情報を自動的に送信して共有する装置で、衝突、乗揚げ回避など事故防止に活用されている（右図参照）。



【海中転落対策】

- 漁業者のライフジャケットの着用が徹底されていない現状を受け、都道府県別のライフジャケット着用状況調査の結果を公表し、着用推進の周知を実施。
- ライフジャケットの着用徹底等、漁業者の安全に関する優良な取組みを行っている漁業関係団体の表彰を実施。

【漁労災害対策】

- 「漁業カイゼン講習会」を実施し、全国で漁業の労働環境の改善や海難の未然防止などの知識を持った「安全推進員」等を養成。
- 漁業種類ごとに特有の労働災害があることから、特に労働災害率が高い漁業種類を対象として労働災害の要因を分析し、安全点検マニュアルを作成。

3 取組（1）各分野の取組 ⑥食品産業

○ 農林水産省が作成した「食品産業の働き方改革早わかりハンドブック（平成30年3月作成）」において、経営者層がチェックすべきチェック項目の一つに「過去に発生した労働災害に学び、類似事故の発生が防げている。」を掲げ、取り組めていない事業者には、労働災害防止講習や職場で危険予知について話し合い、対策を講じることの重要性を提示。

働く人も企業もいきいき！

簡単！
3分チェック

食品産業の
働き方改革
早わかり
ハンドブック

まずは、
チェックリスト！

農林水産省
食料産業局

従業員を守り、育てる

働き方改革を実施する上で、その大前提として、従業員の安全と健康の確保を行う必要があります。また、時間や場所に柔軟な働き方など、従業員にとって働きやすい環境を整え、あわせて、従業員の能力を高める仕組みを作りましょう。

従業員を守り育てることが、ひいては企業を守り育てることにつながります。

CHECK 8

過去に発生した労働災害に学び、類似災害の発生が防げている。

- 従業員の安全と健康の確保は事業者の責務です。
- 食品産業、特に食品の製造に関する作業は、調理を行ったり、水や油を扱ったりするなどの特徴があり、労働災害の発生が他産業と比べても多いです。
- 常に労働災害は起こりうるものという認識の下、発生防止に努めましょう。
- 例えば、災害防止講習やメンバーで職場の危険予知について話し合い、対策を講じることが重要です。

ここがポイント！

- 機材・資材の軽量化や配重の変更、滑らないような床材、障物などの工夫も

安全衛生委員会の活動

ヒヤリ・ハット活動

安全講習などの教育の実施

災害状況の模擬体験研修

転倒防止運動 体力測定

多くの産業で、労働災害の最も多い原因は「転倒」

	1位	2位	3位
食品製造業	転倒	はさまれ 巻き込まれ	切れ こすれ
食品スーパー	転倒	切れ こすれ	動作の反動 無理な動作
飲食店	転倒	切れ こすれ	高温・低温の 物との接触

安全衛生委員会って？

従業員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策などを調査審議する場です。

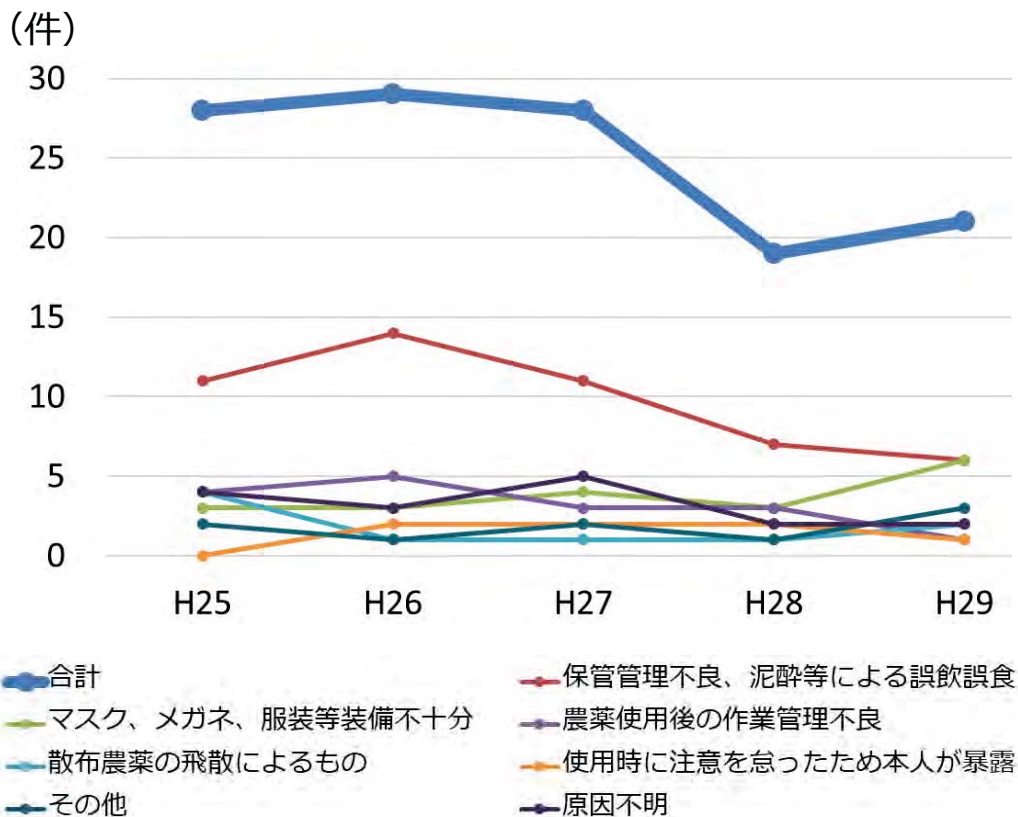
また、日頃よりヒヤリハット事例を社内で共有し、労働災害の種をなくしていく取組が重要です。

※安全委員会、衛生委員会は法律においてある一定の条件の企業では、設置義務があります。

3 取組（１）各分野の取組 ⑦農薬安全に関する取組

- 農薬の使用に伴う事故・被害の発生状況を毎年調査。事故は年間20～30件程度発生。
- これまで、「農薬危害防止運動」を始め、都道府県や生産者団体を通じて農薬の安全かつ適正な使用の徹底を指導。
- 事故の低減のため、事故の発生要因を改めて検証し、個々の農業者の農薬使用状況に応じた指導を充実。

【農薬中毒事故の件数（原因別）】



資料：農林水産省調べ

- ・過去5年間、事故は年間20～30件で推移。
- ・事故の原因は、誤飲誤食が過去5年間を通じて最多。（平成29年度は、防護装備の着用不十分と並んで最多。）

【「農薬危害防止運動」等を通じた指導】



- ・多くの農業者に共通する基本的な事項に関して、都道府県や生産者団体を通じ、研修会や巡回指導により啓発・普及。
- ・毎年6～8月に「農薬危害防止運動」を通じた重点指導を全国で実施。各地域の取組を検証して共有、取組に反映。

【個々の農薬使用状況に応じた指導の充実】

- ・事故の発生要因を検証し、再発防止策を共有。
- ・農薬使用状況に応じて、ポイントを絞ったオーダーメイド型指導を受けることのできるソフトウェアを開発。
- ・農薬販売店等、多方面からの農業者への働きかけを強化。

【農薬使用者に対する影響評価の充実】

- ・新たな影響評価法を基に、使用時に必要な防護装備等を徹底させることで、安全性を向上。